条例制定における各種基準に関する本市独自基準について(案)

(1)特定地域型保育事業における保育従事者(家庭的保育者)の要件について

国 基 準	宜野湾市独自基準
市町村が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	○家庭的保育事業・・・・・・市町村が行う研修を修了した <u>保育士に限る</u>
	〇居宅訪問型保育事業・・・上記に加え <u>状況に応じて看護師資格を求める</u>

理 由 一定の保育の質を保つとともに、居宅訪問型保育事業の特性を活かすため

【参考】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (一部抜粋)

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

二~五 (省略)

②放課後児童健全育成事業における定員について

国 基 準	宜野湾市独自基準
おおむね40人以下とする。	おおむね40人以下とするが、 <u>一定期間の経過措置を設ける。</u>

理由

本市は定員が70名の放課後児童クラブが設置されており、かつ当該施設の「待機児童」も存在するという状況である。 こうした中、条例制定の際、国基準をそのまま採用した場合に児童の居場所が喪失することが懸念されるため

③事業所型保育(利用定員20名以上)の乳児室面積について

国 基 準	宜野湾市独自基準
1人につき1.65㎡以上	1人につき <u>3.3㎡</u> 以上



ほふくの開始時期には個人差があることから、園児の安全を確保するため、ほふくするか否かに関わらず乳児室 および、ほふく室の面積を同一にする

④ 宜野湾市暴力団排除条例に基づく規定追加について

国 基 準	宜野湾市独自基準
特に規定なし	<u>規定追加する。</u>



宜野湾市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、事務事業の全般から暴力団を排除する 措置を講じる必要があるため